

## 狭山市シティプロモーションに係るロケサポート同意事項

狭山市は、市のイメージアップとシビックプライドの醸成を図ることを目的として、市内で撮影するテレビドラマや映画を始めとする映像作品の誘致、支援を行っています。

狭山市にロケサポートを依頼する方は、以下の同意事項を了解し、遵守してください。

### 1 依頼者の義務

- (1) 依頼者は、狭山市と連絡・調整する担当者を明確に示してください。
- (2) 依頼者は、狭山市の許可を受け、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施してください。
- (3) 依頼者は、狭山市がロケサポートを実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。狭山市の要求に応じない場合には、ロケサポートを実行しないこともあります。

### 2 事故等の防止

- (1) 依頼者は、撮影等を行うにあたり、法令等を遵守し、事故防止に努めてください。
- (2) 依頼者は、撮影等を行うにあたり、エキストラ募集等において取得した個人情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレス等）の漏えい、紛失等が発生しないよう個人情報の保護に関する法律を遵守あるいはそれに準じた対応を行うなど、取扱いに十分注意してください。
- (3) 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、速やかに狭山市、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるようお願いします。
- (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと狭山市が判断したときは、依頼者は、狭山市の指示に従い直ちに撮影等中止してください。

### 3 保険

- (1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とした損害保険に加入してください。
- (2) 依頼者は、狭山市が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）に生ずる損害を保険の対象に含めてください。
- (3) 依頼者は、狭山市の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を狭山市に提出してください。

### 4 現地における調整

- (1) 依頼者は、事前に当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者からの指示を遵守してください。また、撮影時もこれらの者からの指示があった場合は遵守してください。
- (2) 依頼者は、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑とならないように配慮し、併せて事前に説明会の開催やチラシを配布するなど当該住民への周知に努めてください。

- (3) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、警備及び交通整理など必要な措置を講じてください。
- (4) 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように気をつけてください。また、その施設に対して、改造、造作などの加工する必要がある場合には、事前にかかる施設の管理者等の承諾を得てください。

## 5 第三者との関係

- (1) 依頼者は、狭山市が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行ってください。
- (2) 依頼者は、狭山市から撮影等に関連する業者や団体、その他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく狭山市に報告してください。
- (3) 依頼者は、狭山市が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守してください。

## 6 計画

- (1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケサポートに必要な情報及び資料を事前に狭山市に提出してください。
- (2) 依頼者は、狭山市に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに狭山市に通知し、指示を受けてください。

## 7 原状回復等

依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復し、清掃してください。必要に応じて狭山市が立ち合いし、現場を確認いたします。

## 8 ロケサポートの実行

- (1) 狭山市は、依頼者が求めるロケサポートを実行するよう努めます。
- (2) 具体的なロケサポートの実行にあたっては、依頼者と狭山市は必要な事項について誠実に協議します。

## 9 損害賠償

- (1) 依頼者は、関係者等に損害を与えた場合には、その被害を法に従って賠償するとともに、誠意を持って適切に対応し、狭山市に累を及ぼさないものとします。
- (2) 依頼者によって狭山市に損害が生じた場合、依頼者は、狭山市に対しかかる損害をするものとします。

## 10 免責

- (1) 狭山市は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任は負いません。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担してください。狭山市は、撮影等に関する費用について責任は負いません。
- (3) 狭山市は、ロケサポートの結果、撮影等に必要な許可、同意、協力を行えない場合

があります。狭山市は、ロケサポートの成果が依頼者にとって十分でないことについて責任は負いません。

(4) 狭山市は、撮影等の企画内容によっては、ロケサポートの依頼を受けても、ロケサポートを実行できない場合があります。狭山市は、依頼を受けたロケサポートを実行できないことについて責任は負いません。

(5) 依頼者が、狭山市のロケサポートに必要な協力若しくは作業を行わず、又は狭山市の要請に応じない場合には、狭山市はロケサポートを実行しないことについて責任は負いません。

(6) 狭山市は、狭山市が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任は負いません。

#### 1 1 広報

(1) 狭山市は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、制作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で狭山市の広報に用いることがあります。

#### 1 2 要請事項

(1) 狭山市は、依頼者に対して以下の事項を要請いたします。依頼者が正当な理由なしに要請に応じない場合には、狭山市は依頼されたロケサポート及び今後一切のロケサポートを実行しないことがあります。

ア 狭山市による撮影等現場の撮影を許可すること。

イ 狭山市に撮影等の成果物を提出すること。

ウ 作品に「狭山市」その他、撮影をサポートした団体名等のクレジットを入れること。

エ 作品ポスター、サインその他グッズ等を狭山市に無償で提供すること。

オ 撮影終了後、すみやかに「狭山市シティプロモーション経済効果調査票」に必要事項を記入のうえ狭山市まで提出すること。

以上